

用 語 集

この計画で使用する用語についての解説は次のとおりとする。

1 法令名等

用語	解説
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）
第一追加議定書	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）（平成16年条約第12号）
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）
火災・災害等即報要領	昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知
国際人道法	武力紛争時の文民等の保護を目的とするジュネーブ諸条約及び第一追加議定書をいう。国民の保護に係る規定としては、外国人の行方不明者の捜索に関する規定、医療要員の保護に関する規定、文民保護の任務に従事するものの保護に関する規定等が定められている。

2 機関名等

用語	解説
緊急対処事態対策本部	平塚市緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの
市	平塚市長及びその他の執行機関
市対策本部長	平塚市国民保護対策本部長（平塚市長）
市国民保護対策本部	平塚市国民保護対策本部 内閣総理大臣から県を通じて設置の指定を受けたときに、平塚市長が設置するもの
現地対策本部	被災地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施において、国、県の対策本部との連絡等をきめ細かく行う必要がある場合に、市長が設置するもの
現地調整所	現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があるときに設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて臨時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定める国の機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもののうち市域にかかるもの
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、神奈川県知事が設置するもの
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもののうち市域にかかるものをいう

用語	解説
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもののうち市域にかかるもの
関係機関	県および市域にかかる指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関をいう
関係機関等	関係機関及び近隣市町村、自主防災組織等をいう

3 その他

用語	解説
警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときに、国の対策本部長が発令する。 警報の内容は以下のとおり。 1 武力攻撃事態等の現状及び予測 2 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 3 その他、住民及び公私の団体に周知させるべき事項
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
N B C	Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの
基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 【緊急対処事態対処方針】 緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
市国民保護計画	国民保護法第35条に基づき平塚市が作成する市の国民の保護に関する計画

用語	解説
国民保護措置	国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。） 【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
県国民保護計画	国民保護法第34条に基づき神奈川県が作成する国民の保護に関する計画
生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等） ②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第27条に規定する施設
大規模集客施設	建築基準法上の床面積が10,000㎡以上の店舗、アミューズメント施設、スポーツ施設等をいう。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
平塚市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策について定めた計画
特定物資	救援の実施に必要な物資であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 【武力攻撃予測事態】（政府見解） 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの
防災	国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急対処事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為 災害対策基本法等に基づく対策等

用語	解説
国民保護法第16条第1項及び第2項	第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。 - 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置 - 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置 - 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 - 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置 2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。
国民の保護に関する計画等の軽微な変更 (国民保護法施行令第5条)	- 一 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更 - 二 指定行政機関（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第二条第四号の指定行政機関をいう。以下同じ。）、指定地方行政機関（同条第五号の指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（同条第六号の指定公共機関をいう。以下同じ。）、指定地方公共機関（法第二条第二項の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更。 - 三 前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
国民保護法第35条	第三十五条 市町村は、都道府県の国民保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。 2 前項の国民保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。 - 一 当該市町村の区域にかかる国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項 - 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項 - 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項 - 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項 - 五 国民の保護のための措置の実施に関するほかの地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域にかかる国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項 3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。 4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。 5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。 6 市町村長は、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。 7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。 8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護のための計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。